

英国の B S E 対策の 経緯等について

■ 英国のBSE対策の経緯(飼料規制、サーベイランス)

- | | |
|--------------|---|
| 1988年 | ・ BSEを届出対象疾病と指定 |
| 1989年 | ・ 反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止 (GB ^{注1}) |
| 1990年 | ・ 反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止 (NI ^{注2})
・ 英国からの1988年以前に生まれた生体牛のEC域内への輸出禁止 (EEC ^{注3}) |
| 1994年 | ・ 英国からの特定牛臓器 (6か月齢超の脳・せき髄等) のEC域内への輸出禁止 (EEC) |
| 1996年 | ・ 特定牛臓器の家畜用飼料への使用禁止
・ 高リスク原料のレンダリング条件 (133℃3気圧20分) の設定 (EEC) |
| 1997年 | ・ ほ乳動物由来たん白質の反すう動物用飼料への使用禁止 (EU ^{注1}) |
| 2001年 | ・ 英国からの生体牛の輸出禁止 (EU)
・ ほ乳動物由来たん白質の家畜飼料への使用禁止
・ ほ乳動物廃棄物のレンダリング条件 (133℃3気圧20分) の設定 (EU) |
| 2002年 | ・ 全ての動物由来たん白質の家畜飼料への使用禁止 (EU) |
| 2006年 | ・ 健康と畜牛のBSE検査開始 ((GB : 30か月齢超、NI : 全頭) 、2001年7月) |
| 2008年 | ・ BSEサーベイランスの開始 (緊急と畜牛 (30か月齢超) 、死亡牛 (GB : 30か月齢超、NI : 24か月齢超) 、2001年7月) |
| 2009年 | ・ TSE規則 (生体牛、肉骨粉、飼料規制等の規制、サーベイランスの規定) (EU) |
| 2011年 | ・ 畜産副産物規則 (SRM等の動物副産物の回収、処理及び廃棄等の規則、2011年改訂) (EU) |
| 2013年 | ・ 英国からの生体牛の輸出解禁 (1996年8月1日以前に生まれた牛を除く) (EU) |
| 2017年 | ・ OIE総会 (BSEステータスが「管理されたリスク」の国と認定) |
| | ・ 健康と畜牛のBSE検査対象を30か月齢超に引き上げ (NI、2009年1月) |
| | ・ BSEサーベイランスの基準変更 (緊急と畜牛 (24か月齢超) 、死亡牛 (24か月齢超) 、2009年1月) |
| | ・ 健康と畜牛のBSE検査対象を48か月齢超に引き上げ (2011年1月) |
| | ・ BSEサーベイランスの基準変更 (緊急と畜牛 (48か月齢超) 、死亡牛 (48か月齢超) 、2011年1月) |
| | ・ 健康と畜牛のBSE検査対象を72か月齢超に引き上げ (2011年7月) |
| | ・ 健康と畜牛のBSE検査を廃止 (2013年3月) |
| | ・ OIE総会 (NI及びスコットランドのBSEステータスが「無視できるリスク」の地域と認定) |

(注1) グレート・ブリテン (注2) 北アイルランド

(注3) 欧州連合 (EU) 、欧州経済共同体 (EEC)によるBSE対策

資料作成協力: 農林水産省

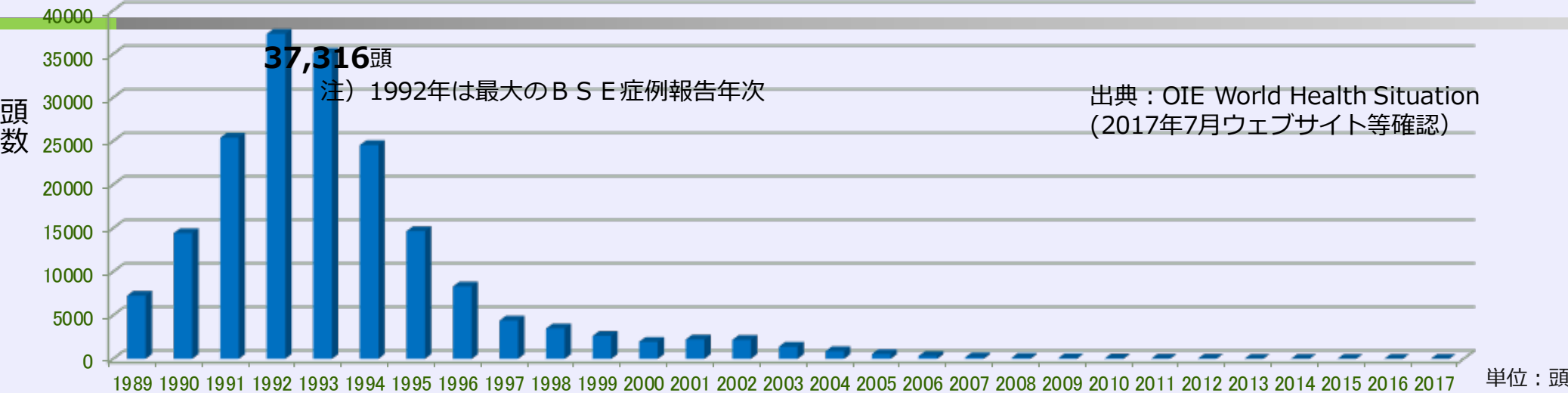


英国のBSE対策の経緯(と畜場における規制)

- 1989年 ・ 特定牛臓器（脳、脊髄、扁桃、小腸）の食用禁止
- 1992年 ・ 頭蓋を開いた後の頭部の肉の使用を禁止
- 1994年 ・ 2か月齢超の胸腺、小腸を特定牛臓器に追加
- 1995年4月 ・ 特定牛臓器の着色を義務化
- 8月 ・ 頭蓋全体を特定牛臓器とし、脊髄のと畜場における除去を義務づけ
- 12月 ・ 機械的回収肉の製造に脊柱を使用禁止
- 1996年5月 ・ 30か月齢超の牛肉の食用禁止
- 5月 ・ 6か月齢超の頭部を特定牛臓器
- 9月 ・ めん羊及び山羊の頭部（舌を除く）の食用禁止
- 1997年12月 ・ 6か月齢超の牛肉の脱骨を義務化
- 1998年1月 ・ 特定危険部位（SRM）の範囲：牛（全月齢の胸腺及び小腸、6か月齢超の頭蓋、扁桃、脊髄、扁桃）
：めん羊及び山羊（全月齢の脾臓、12か月齢超の頭蓋、扁桃、脊髄）
- 1999年12月 ・ 消費者への骨販売禁止の廃止、食品製造業者への骨販売禁止は継続
- 2000年10月 ・ SRMの範囲を変更：牛：全月齢の十二指腸から直腸、6か月齢超の脳、眼、三叉神経節及び扁桃を含み舌を除く頭部、胸腺、脾臓、脊髄、30か月齢超の背根神経節を含む脊柱）
- 2001年4月 ・ ピッシング禁止
- 2003年10月 ・ 全月齢のめん羊及び山羊の回腸をSRMに
- 2005年4月 ・ SRMから横突起等を除外
- 2005年10月 ・ と畜場における30か月齢超のBSE検査開始。
・ 30か月齢超の枝肉を処理する施設の許可制度開始。
・ 1996年8月以前生まれの牛の食用と畜禁止。
- 2005年11月 ・ 30か月齢超販売禁止の廃止
- 2006年3月 ・ SRMの範囲について、頭部を12か月齢超の頭蓋に縮小、脊柱は24か月齢超に拡大
・ 24～30か月齢の脊柱は特別に認可を受けた食肉処理業者で処理可能
- 2007年7月 ・ EU規則改正を反映。SRM範囲に変更なし。
- 2008年4月 ・ EU規則改正を反映。SRMとなる脊柱の範囲を24か月齢から30か月齢に引き上げ。
- 2015年 ・ 牛のSRM範囲を変更（腸について小腸の最後4メートル、盲腸に縮小）
- 2017年 ・ NI及びスコットランドにおける牛のSRM範囲を変更（脊柱、扁桃及び腸を除外）



世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	2	4	190,675
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	2	3	5,984
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(1)		(1,027)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1,657)
(ホーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)		(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)		(1)
(デンマーク)	(1) ^{注3}	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38) ^{注4}	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(144)
(オーストリア)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(8)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0		184,627
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
カナダ	0	0	0	2 ^{注1}	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0		21 ^{注2}
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0		36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0		2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。






(注3) 輸入牛において確認されたもの。

(注4) うち2頭は輸入牛による発生

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



■ 各国のBSE検査体制

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E基準 
食肉検査	—(注3)	—	—	72か月齢超(注4)	—(注5)
発生状況 調査(注1) (高リスク牛(注2))	48か月齢以上の 死亡牛等	30か月齢以上の 高リスク牛の一部	30か月齢超の 高リスク牛の一部	48か月齢超の 高リスク牛	30か月齢以上の 高リスク牛の一部

(注1) B S Eの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において何らかの神経症状又は全身症状を示す牛について、と畜検査員が疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断する場合は検査を実施。

(注4) 欧州委員会は、2013年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア、ルーマニア及びクロアチアを除く）の判断により健康と畜牛のB S E検査を廃止することが可能としている。

(注5) O I E基準では、B S Eスクリーニング検査の実施を求めている。

(注6) E Uにおけるめん羊及び山羊のB S E検査については、18か月齢超の一部のうちT S E陽性検体を対象に実施

■ 各国の特定危険部位(SRM)

日本

牛

- ・全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄
（と畜場法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則）
- ・30か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）
（食品衛生法に基づく食品、添加物の規格基準）

めん羊及び山羊

- ・全月齢の脾臓、回腸
- ・12か月齢以上の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）、脊髄。

EU

英国
北アイルランド及び
スコットランド：無視できるリスク
イングランド及びウェールズ：管理されたリスク

牛

（無視できるリスクの国、管理されたリスクの国、不明の国）

- ・12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及び脊髄
- （管理されたリスクの国、不明の国）**
- ・30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む）
 - ・全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜

めん羊及び山羊（無視できるリスクの国、管理されたリスクの国、不明の国）

- ・12か月齢超の頭蓋（脳、眼を含む）、扁桃及び脊髄
- ・全月齢の脾臓及び回腸

（REGULATION(EC)No.999/2001, ANNEX V）

- ・30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く）及び背根神経節
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部
（9 CFR Part 310）

- ・30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節
- ・全月齢の回腸遠位部
（Health of Animals Regulations C.R.C., c. 296）

- ・30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部
（OIE Terrestrial Animal Health Code 2014 CHAPTER11.4.14）

米国※





カナダ※

OIE(管理されたリスクの国)※

※米国、カナダ及びOIEは牛についての記載



飼料規制

		給与飼料					
		日本 		米 国 ・ カナダ  		E U (英国) 	
		反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏
肉 骨 粉	反すう動物	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○→×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。